

「栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金」よくある質問

栃木市商工振興課（令和4年6月6日時点）

質問番号	質問内容	回答
1	法人です。本店所在地は市外ですが、主たる事業を行っている店舗は市内にあります。補助金の申請はできますか。	主たる事業を行っている店舗が市内にある場合、本店所在地が市外であっても補助対象です。店舗が市内にあることがわかる書類を必ず添付してください。
2	個人事業主です。市外に住んでいますが、店舗は市内にあります。補助金の申請はできますか。	居住地が市外であっても、店舗が市内にある場合は申請ができます。
3	市内で複数の店舗を営んでいます。それぞれの店舗から申請をすることはできますか。	事業者が同じ場合は、複数の店舗を営んでいたとしても申請は1回限りです。それぞれの店舗の分をまとめて申請してください。
4	購入の際、クレジットカード払いをした場合でも補助金の申請はできますか。	<p>できます。ただし、申請はクレジットカード会社へ振込が完了してからとなります。また、領収書のほかにクレジットカード会社への振込がわかる書類も必要です。</p> <p>【必要な書類】 <u>※①～③に該当する書類をすべて提出してください。</u> ①領収書（宛名が申請者であること、クレジットカード払いであること、金額の内訳が書いてあることをご確認ください） ②カード会社から発行される取引した月のカード利用代金明細など ③クレジットカード決済口座の通帳の該当部分（該当部分以外は塗り潰し等しても可） <u>※口座からの引き落とし（支払い日）が事業実施期間内（12月31日まで）に完了している必要があります。</u></p>

5	インターネットバンキングを利用しました。必要な書類はなんですか。	インターネットバンキングで振り込んだことがわかる書類と購入したものがわかる書類の両方が必要です。 領収書等に商品名がない場合は、請求書や注文書などを添付してください。購入した品物、個数、価格、購入者、購入年月日（振込年月日）を確認しますので確認ができるように書類を提出してください。
6	送料や手数料は補助対象経費ですか。	補助対象外です。送料や手数料が領収書等の金額に計上されている場合は、内訳がわかる請求書や注文書などを添付してください。
7	領収書の宛名は申請者でなくてもいいですか。領収書のただし書きが「お品代として」となっていますが、そのまま提出していいですか。	領収書の宛名と申請者が必ず一致していることを確認してください。 また、領収書のただし書きは、必ず購入した物品名が記載をされているようにしてください。領収書に物品名の記載がない場合は、請求書などの資料（購入した物品と金額など内訳がわかるもの）が必要です。
8	キャッシュレス決済機器を導入します。タブレットは補助対象外ですが、附属のドロワーは補助対象になりますか。	対象です。キャッシュレス決済機器を導入したごとと附属品の金額がわかる書類を提出してください。 ※キャッシュレス決済機能の無いレジスターやドロワー等と消耗品は対象外です。

※その他、ご不明なことがありましたら商工振興課までご連絡ください。

問合せ先

栃木市 商工振興課

電話：0282-21-2371、2372

メール：syokou01@city.tochigi.lg.jp